

件 名

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、博物館の登録に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
博物館の登録に関して必要な事項を定めるもの

- 2 改正の内容
 - (1) 博物館の登録に当たり、学識経験者への意見聴取が法定されることに伴う規定の整備
 - (2) 変更の届出をあらかじめ行うこととなることに伴う規定の整備
 - (3) 博物館登録申請の際に添付する書類の定め方が変わることに伴う規定の整備

備

- (4) 博物館の設置者に定期報告が義務付けられることに伴う規定の整備
- (5) 登録事項等の公表方法が法定されることに伴う規定の整備
- (6) その他規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日

博物館法の一部を改正する法律の概要

1 改正の背景

(1) 博物館の役割の多様化・高度化

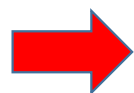
博物館法制定以来、博物館は、「社会教育施設」として位置付けられてきた。

しかし、近年、関係法令の改正により「文化施設」「文化財の保存・活用の促進を図る機関」「文化観光拠点施設」など、博物館は多様で高度な役割が求められるようになった。

(2) 設置主体の多様化

登録博物館の設置主体は、地方公共団体や社団法人・財団法人等に限定されてきた。

しかし、地方独立行政法人立（例：大阪市博物館機構等）や株式会社立の博物館が設立されるなど、設置者要件が時代にそぐわなくなってきた。



このような状況を踏まえ、法律の目的や博物館の登録要件の見直しなど、博物館が求められる役割を果たしていくための改正が行われることとなった。

2 改正概要

(1) 法律の目的及び登録された博物館の事業の見直し

- ・ 博物館法の目的に、社会教育法に加えて文化芸術基本法に基づくことを定める。
- ・ 登録博物館の事業例として、博物館資料のデジタル・アーカイブ化等を加える。 など

(2) 博物館登録制度の見直し

- ・ 登録博物館の設置主体の多様化を図るため、法人類型に関わらず登録できるよう改める。
- ・ 文部科学省令を参酌した審査基準を都道府県教育委員会が定めることとする。
- ・ 博物館の登録に当たっては、学識経験を有する者の意見を聴くことを必須とする。
- ・ 設置者が、都道府県教育委員会に対してその運営状況について定期的に報告することを必須とする。
など

■ 施行日 : 令和5年4月1日

■ 経過措置 : 既に登録されている博物館は、施行から5年間は登録博物館とみなす。等

改正案	現 行
<p>博物館の登録に関する規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。) <u>第二十二</u>条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(登録申請書の様式)</u></p> <p>第二条 <u>法第十二</u>条の規定による登録申請書の様式は、様式第一号によるものとする。</p> <p><u>(登録の審査)</u></p> <p>第三条 <u>埼玉県教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)は、<u>法第十三</u>条第一項の規定による審査をするに当たり、その適正を期するため、<u>実地調査</u>を行うものとする。</p> <p><u>(登録原簿の様式)</u></p> <p>第四条 <u>法第十四</u>条第一項の規定による博物館登録原簿の様式は、様式第二号のとおりとする。</p> <p><u>(登録事項変更の届出)</u></p> <p>第五条 <u>法第十五</u>条第一項の規定による届出は、様式第三号によるものとする。</p> <p><u>(定期報告)</u></p> <p>第五条の二 <u>法第十六</u>条の規定による報告は、毎年五月末日までに行わなければならない。</p> <p><u>(登録の取消)</u></p> <p>第六条 教育委員会は、<u>法第十九</u>条第一項の規定による登録の取消しをするに当たり、<u>第三条</u>の規定に準じて審査するものとする。</p> <p><u>(廃止の届出)</u></p> <p>第七条 <u>法第二十</u>条第一項の規定による届出は、様式第四号により、廃止した日から二十日以内に行なわなければならない。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、</p>	<p>博物館の登録に関する規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。) <u>第十六</u>条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(登録原簿の様式)</u></p> <p>第二条 <u>法第十</u>条の規定による博物館登録原簿の様式は、様式第一号のとおりとする。</p> <p><u>(登録申請書の様式)</u></p> <p>第三条 <u>法第十一</u>条の規定による登録申請書の様式は、様式第二号によるものとする。</p> <p><u>(登録要件の審査)</u></p> <p>第四条 <u>埼玉県教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)は、<u>法第十二</u>条の規定による登録要件の審査をするに当たり、その適正を期するため、<u>実地調査</u>を行ない、又は学識経験者の意見を徴するものとする。</p> <p><u>(登録事項等変更の届出)</u></p> <p>第五条 <u>法第十三</u>条第一項の規定による<u>登録事項等変更</u>の届出は、様式第三号により、<u>変更のつど</u>行なわなければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月末日及び三月末日までに届け出るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(登録の取消)</u></p> <p>第六条 教育委員会は、<u>法第十四</u>条第一項の規定による登録の取消しをするに当たり、<u>第四条</u>の規定に準じて審査するものとする。</p> <p><u>(博物館廃止の届出)</u></p> <p>第七条 <u>法第十五</u>条第一項の規定による<u>博物館廃止</u>の届出は、様式第四号により、廃止した日から二十日以内に行なわなければならない。</p> <p><u>(公示)</u></p> <p>第八条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、そのつど公示する</p>

埼玉県教育委員会教育長が定める。

様式第1号（第2条関係）

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。
記

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

(添付書類)

1. 館則（博物館の規則のうち、目的、使命、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し。
2. 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

ものとする。

- 一 法第十条の規定による登録をしたとき。
- 二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき。
- 三 法第十四条第一項の規定による登録の取消しをしたとき。
- 四 法第十五条第二項の規定による登録のまつ消をしたとき。

様式第1号（第2条関係）

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号 番号	埼玉第 号				
設置者の 名称及び住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

様式第2号（第4条関係）

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号 番号	標記 番号				
設置者の 名称及び住所						
名称						
所在地						
備考						

様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

(所在)
埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

博物館法第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。
記

事項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所 (私立博物館の場合)	
博物館の名称	
博物館の所在地	

(添付書類)

1. 設置条例の写し（私立博物館にあつては、法人の定款又は宗教法人の規則の写し）
2. 規則の写し
3. 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
4. 当該年度における事業計画書及び予算の歳入の見積り（私立博物館にあつては、収支の見積り）に関する書類
5. 博物館資料の目録
6. 館長の氏名、学芸員及び学芸員補の種別ごとの氏名並びに事務職員の名を記載した書面
7. 学芸員の資格を証する書類（私立博物館の場合に限る。）

備考 博物館資料目録は、お持ちの次の様式によること。

(様式)

博物館資料目録

資料の種類	資料の種類及び発見
自然科学 に関する資料	
人文科学 に関する資料	

(注) 詳細な資料目録の内容は、別に添付すること。

様式第3号（第5条関係）

博物館登録事項変更届

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

登録事項を下記のとおり変更するので、博物館法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

様式第3号（第5条関係）

博物館登録事項等変更届

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

登録事項等を下記のとおり変更したので、博物館法第13条第1項の規定によりお届けします。

記

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

様式第4号（第7条関係）

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

博物館を下記のとおり廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称 及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処理	

様式第4号（第7条関係）

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

博物館を下記のとおり廃止したので、博物館法第18条第1項の規定によりお届出しま

す。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称 及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処理	

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和四十五年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十二条」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

（登録申請書の様式）

第二条 法第十二条の規定による登録申請書の様式は、様式第一号によるものとする。

（登録の審査）

第三条 埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第十三条第一項の規定による審査をするに当たり、その適正を期するため、実地調査を行うものとする。

（登録原簿の様式）

第四条 法第十四条第一項の規定による博物館登録原簿の様式は、様式第二号のとおりにする。

第五条の見出し中「登録事項等」を「登録事項」に改め、同条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「登録事項等変更の」を削り、「により、変更のつど行なわなければならない」を「によるものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

（定期報告）

第五条の二 法第十六条の規定による報告は、毎年五月末日までに行わなければならない。

第六条中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第四条」を「第三条」に改める。

第七条の見出し中「博物館」を削り、同条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、「博物館廃止の」を削る。

第八条を次のように改める。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会教育長が定める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

(添付書類)

- 1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

様式第2号（第4条関係）

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日
	記号 番号	埼玉第 号				
設 置 者 の 名称及び住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

様式第三号中「博物館登録事項等変更届」を「博物館登録事項変更届」とし、「登録事項等」を「登録事項」とし、「変更した」と「変更する」とし、「第13条第1項」を「第15条第1項」とし、「お届けします」と「お届けます」と改める。
様式第四号中「第15条第1項」を「第20条第1項」とし、「お届けします」を「届けます」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の博物館の登録に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）附則第二条第四項の規定により、同法による改正後の博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「改正博物館法」という。）第十一条の登録を受けたものとみなされる博物館が、この規則による改正後の第五条の二に規定する報告を最初に行うのは、改正博物館法第十一条の登録を受けた日の属する年度の翌年度とする。